1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延 長 (メートル)	備考
一般県道	稲佐津留 玉 名 線	玉名市大字津留字川面95番5地先から同 所字中代22番地先まで	365.5	緊 道 整

公

報

2 供用開始する期日 平成 15 年 12 月 26 日

熊本県告示第 1210 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 15 年 12 月 24 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において 一般の縦覧に供する。

平成 15 年 12 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類 路線名 供用開始する区間 延長(メートル) 備考 主要南小国地方道波野線同所 字北向山 133.0 緊道整																			
主 要 南 小 国 810番1地先から 133.0 緊 道 整 地 方 道 波 野 線 同 所 字北向山	道	各の利	重類	路	線	名		供	用	開	始	す	る	区	間			備	考
地 方 道 波 野 線 同 所 字北向山 133.0 緊 道 整	<u></u>		亜	菡	ıls.	国	阿蕉	某郡産山	村大	字山	鹿字	梅木		10 釆	1 抽失か	À			
		#			-		同	矿			字:	北南		IU Ħ	1 10/1//-	9	133.0	緊迫	道 整
	100),	炟	1/2	判	NOK	l I+1	771			1	시니니		19 番	地先ま	で			

2 供用開始する期日 平成16年1月7日

熊本県告示第 1211 号

地方税法(昭和25年法律第226号)第700条の6の4第3項の規定により、軽油引取税の特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成 15 年 12 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

名	称	代表者	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
玉名石油树	株式会社	緒方又寛	玉名市繁根木 41 番地の 4	平成 15 年 10 月 1 日

熊本県告示第 1212 号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号。以下「法」という。) 第4条第7項及び第8項の規定により熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画 (平成14年熊本県告示第1004号)を次のとおり変更したので公表する。

なお、変更後の熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画は、平成 16 年 1 月 1 日から施行する。

平成 15 年 12 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針
 - (1) 本県の水産業は、県民に対し、新鮮で安全・安心な水産物を安定的に提供するという重要な役割を担っている。

また、水産業は、県内の沿海地域において地域経済を支える重要産業としての位置を占めており、活力ある地域社会を維持していく上でも重要な役割を果たしている。

る。 今後とも、本県水産業の振興を図っていくためには、その基礎となる海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが不可欠である。

(2) 本県水域は、広大な干潟漁場を有する有明海、外洋に面した天草西海、島々の点 在する不知火海と変化に富んでいるため、多種類の魚介類が生息し、我が国有数の 漁場を形成している。

しかしながら、我が国周辺水域における海洋生物資源の多くが低水準、減少傾向にある中で、本県海域における海面漁業生産量も低水準、減少傾向にあるものが多くなってきている。

今後ともこのような状況が継続すれば県民のニーズへの的確な対応のみならず、 地域の経済発展への重大な支障となるおそれがある。

(3) このようなことから、県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等、